

周南市上下水道局土木系工事における「週休2日モデル工事」の試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、建設業の働き方改革の推進を図るために試行する「週休2日モデル工事」(以下「モデル工事」という。)の実施に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

1 週休2日工事(現場閉所型)

(1) 週休2日工事(現場閉所型)・通期

対象期間において、4週8休以上の現場閉所が行われた状態をいう。

(2) 週休2日工事(現場閉所型)・月単位

対象期間内でさらに連続する全ての4週間(28日)において、4週8休以上の現場閉所が行われた状態をいう。

(3) 対象期間

現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 4週8休以上

現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2 週休2日工事(交替制)

(1) 週休2日工事(交替制)・通期

対象期間内において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(2) 週休2日工事(交替制)・月単位

対象期間内でさらに連続する全ての4週間(28日)において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(3) 対象期間

現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

また、下請企業については施工体制台帳上の工期^{※1}を基本とする。

※1 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で

対象期間を設定するものとする。

(4) 4週8休以上

現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

（対象工事）

第3条 現場作業を行う期間が1ヶ月以上で設計金額が1,000万円以上の土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）を対象とする。ただし、緊急を要する工事、施工時期等に制約がある工事は対象外とする。（「週休2日工事（交替制）」の場合は、「現場作業を行う期間」を「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。）

（発注方式）

第4条 次の各号いずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定型

発注者が、「週休2日工事（現場閉所型）」又は「週休2日工事（交替制）」に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に、発注者に対して「週休2日工事（現場閉所型）」又は「週休2日工事（交替制）」に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

（発注方法）

第5条 モデル工事の発注方法については、次の各号による。

(1) 発注者は、モデル工事の発注にあたって、現場説明書（鑑）に「週休2日モデル工事（発注者指定型（現場閉所型・交替制）又は受注者希望型（現場閉所型・交替制））の対象工事」である旨を明示する。

(2) モデル工事の発注時の工期については、「標準工期試算式（山口県設計標準歩掛表【運用編】）」又は「積上げ法（山口県設計標準歩掛表【運用編】）」により算定し、設定することを原則とする。

（実施方法）

第6条 モデル工事の実施方法については、次の各号による。

(1) 発注者指定型においては、契約後速やかに、発注者と、週休2日工事の内容として、通期もしくは月単位のどちらを実施するか協議するとともに、受注者が作成した「工事工程表」を基に、受発注者間で、工事工程のクリティカルパス等を共有するものとする。

(2) 受注者希望型の受注者は、契約後速やかに「週休2日」の実施希望の有無について、発注者に書面で協議するものとする。なお、「週休2日」の実施を希望する場合は、施工計画書の提出までに、週休2日工事の内容として、通期もしくは月単位のどちらを実施するか協議するとともに、必要工期について発注者と協議するものとする。

(3) 発注者は、受注者から必要工期について協議があった場合は、妥当性を確認し、「週休

2日」を実施するために工期の延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

なお、工程の変更理由が次に掲げるような受注者の責によらない場合についても従前のとおり、適切に工期の変更を行う。

- ア 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ウ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- エ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- オ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(確認方法)

第7条 週休2日の確認方法については、次の各号による。

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

- ア 受注者は、「週休2日工事」を実施する場合、現場閉所の状況が確認できる工程表（計画工程表）を添付し監督職員に提出する。
- イ 災害時等の緊急応急及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工日を振替できるものとする。
- ウ 工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表を監督職員に提出する。期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示すること。

(2) 週休2日工事（交替制）

- ア 受注者は、技術者及び技能労働者の休日確保状況を確認する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。
- イ 受注者は、工事完了後、技術者や技能労働者の勤務状況が確認できる実施工程表を監督職員に提出する。期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示すること。

(補正方法等)

第8条 発注者指定型及び受注者希望型の補正方法及びその補正係数は、次のとおりとする。

(1) 発注者指定型

発注時は、通期の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。

受注者が月単位を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行う。

なお、4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

(2) 受注者希望型

通期若しくは月単位を協議した内容に応じて、精算時に、各経費を補正したうえで、契約変更をおこなう。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものに

については、補正の対象としない。

(3) 補正係数

補正係数については、別紙のとおりとする。

(工事成績評定への反映)

第9条 工事成績評定は、次のとおり行う。

1 週休2日工事

- (1) 発注者は、対象期間内に、「4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）」の現場閉所が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表の「工程管理A」と「工程管理B」において評価を行う。
- (2) 発注者指定型では、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
- (3) 受注者希望型では、受注者の責において週休2日を達成できなかった場合であっても減点を行わない。

2 週休2日工事（交替制）

- (1) 上記（1）の「現場閉所」を「技術者及び技能労働者の休日確保」に読み替えるものとする。
- (2) 発注者指定型では、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

3 共通事項

提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

(工事標示板)

第10条 週休2日工事の受注者は、週休2日の現場閉所に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。（別紙参照）

(アンケート調査)

第11条 受注者は、工事完成后14日以内に別に定めるアンケート調査に回答し、発注者に提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月1日から施行し、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年8月1日から施行し、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

＜補正係数（週休２日工事（現場閉所）・通期）＞

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

（１）４週８休以上（現場閉所率２８．５％（８日／２８日）以上）

・労務費	１．０２
・機械経費（賃料）	１．０２
・共通仮設費率	１．０２
・現場管理費率	１．０３

＜補正係数（週休２日工事（現場閉所）・月単位）＞

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

（１）４週８休以上（現場閉所率２８．５％（８日／２８日）以上）

・労務費	１．０４
・機械経費（賃料）	１．０２
・共通仮設費率	１．０３
・現場管理費率	１．０５

＜補正係数（週休２日工事（交代制）・通期）＞

技能者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

（１）４週８休以上（現場閉所率２８．５％（８日／２８日）以上）

・労務費	１．０２
・現場管理費率	１．０１

＜補正係数（週休２日工事（交代制）・月単位）＞

技能者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

（１）４週８休以上（現場閉所率２８．５％（８日／２８日）以上）

・労務費	１．０４
・現場管理費率	１．０３

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォーター ジェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表層被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型ＦＲＰシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
ＦＲＰ製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用養生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（下水道編）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

【別紙】

工事標示板（作成例）

【適用：週休2日工事】

W 1140mm

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇を

なおしています

この工事は週休2日の現場閉所に取り組んでいます

令和 年 月 日まで

時間帯 : ~ :

〇〇改良工事

発注者 周南市役所 〇〇〇課

電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇建設株式会社

電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

H 1400mm

週休2日の現場閉所に取り組んでいることを表示する。

「この工事は週休2日の現場閉所に取り組んでいます」

（文字：ヒラギノ角7、色：スミ 135pt）

※もしくはそれに相当する太さ、大きさの文字